【別紙】名張市戸籍・住民異動関係窓口業務等委託プロポーザル審査基準

１　審査項目及び採点方法

審査項目、審査の視点及び配点は【別表】のとおりとし、評価は以下により点数に換算する。

（１）内容評価（審査項目ア～ケに係る評価）は、下表により評価点を付する。

評価 ＼ 点数	大いに評価できる	評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
配点５点の場合	5	4	3	2	1
配点 10 点の場合	10	8	6	4	2

（２）価格評価（審査項目コに係る評価）は、次の式により評価点を算出する。

評価点＝全提案者中の最低見積金額÷当該提案者の見積金額（小数点第２位四捨五入）×20

２　受託候補者の決定方法

（１）各委員による提案書の審査

委員ごとに各提案書の内容評価点を算出し、内容評価点と価格評価点の合計（以下「総合評価点」という）が最も高い提案者から順に順位点を付す。

ただし、内容評価点の合計が満点（配点×委員数）の６割に満たないとき、又は、見積金額について業務従事者への賃金及び法定福利費が適正に見積もられていないことが明らかなときは、受託候補者となる資格を失うこととし、順位点は付さない。

【順位点】１位―５点、２位―４点、３位―３点、４位―２点、５位―１点、
６位以下―０点

（２）前号により各委員が付した順位点について、提案者ごとに集計する。

（３）前号により算出された合計順位点が最も高い提案者を受託候補者とし、２番目に高い提案者を次点とする。

３　同点となった場合の取り扱い

（１）総合評価点が同点の場合、価格評価点が高い方の提案者を高順位とする。

（２）合計順位点が最高点の提案者が複数あったときは、価格評価点が高い方の提案者を受託候補者とし、価格評価点が同点の場合は、同点の提案者によるくじ引きにより受託候補者を決定する。この場合において、あらかじめ、くじ引きをする順を決定するくじ引きを行い、その結果で決まった順に従い、改めて受託候補者を決定するくじ引きを実

施することとする。

４　提案者が１者の場合

（１）提案者が１者のときは、順位点は付さず、各委員が採点した内容評価点を合計する。この合計点が満点（配点×委員数）の６割以上であった場合に限り提案者を受託候補者とする。（ただし、見積金額について業務従事者への賃金及び法定福利費が適正に見積もられていないことが明らかなときは、受託候補者となることができない。）

【別表】審査項目、審査の視点及び配点

審査項目		審査の視点	配点
ア	信用状況	・事務代行や人材派遣が法人の主要経営業務となっているか。 ・経営状況が健全であるか。	5
イ	業務受託実績	・名張市と同規模（人口８万人程度）以上の自治体における受託実績があるか、業務内容の範囲、履行時期（R5・R6 年度の履行があるか）。	10
ウ	個人情報保護対策	・プライバシーマーク又はＩＳＭＳ認証を取得しているか。 ・特定個人情報に対する内部規程があるか。 ・漏洩防止対策について、具体的かつ実効性が見込まれる取り組みが記載されているか。	10
エ	業務従事者の採用方針及び雇用形態	・ 管理責任者について長期継続就労が前提とされているか。 ・ 業務従事者のモチベーションの向上について考慮されているか。	5
オ	発注者との連絡調整体制、現場の指揮命令系統	・発注者との連絡調整体制が具体的に示されているか。 ・管理責任者及び副責任者の選任基準が適切であるか。 ・経験者の配置割合について、適切に考慮されているか。 ・現場の指揮命令系統が明確になっているか。	5
カ	業務従事者の配置管理	・業務従事者の配置人数について業務量に見合った人数となっているか。混雑時の増員について考慮されているか。 ・社内における現場支援体制が十分であるか。	10
		・混雑時が予想される時期の増員や急な欠員に対する補充など、サービスレベルを維持するための方策が示されているか。	10
キ	リスクマネジメント	・災害及び事故等の緊急事態時のリスクへの対応策を示しているか。	10
ク	研修体制	・事前の研修（接遇スキル・業務知識等）について、十分な体制及び効果測定を含めた具体的な計画が示されているか。 ・業務開始後も継続して業務従事者のスキルの維持向上や最新の業務知識を習得するための取組が示されているか。 ・業務遂行上発生した苦情やトラブルへの対応について、適切に対処できる体制となっているか。	10
ケ	・サービス向上、業務効率化の取組 ・次期事業者との事務引継ぎ	・事務処理等の効率化や市民サービス向上のための具体的な取組が示されているか。 ・名張市独自の業務の流れの継承に必要なマニュアル等の引継ぎが示されているか。手続き途中案件の引継が考慮されているか。引継ぎにかかる双方の責任分担が整理されているか。	5
		内容評価点　合計	**80**
コ	見積金額	（業務従事者への賃金及び法定福利費が適正に見積もられていること）	20
		総合評価点（内容評価点＋価格評価点）	**100**